

実証対象となる法定講習について

本実証に公募するにあたっては、以下に記載する、実証対象となる法定講習に係る事項について確認し、その法定講習の代替や合理化に資する提案内容とすること。

1. 実証対象となる法定講習
 - (ア) 第一種電気工事士定期講習
 - (イ) ネオン工事資格者認定講習
 - (ウ) 非常用予備発電装置工事資格者認定講習
 - (エ) 認定電気工事従事者認定講習

2. 法定講習の内容を定める省令・告示
 - (ア) 第一種電気工事士定期講習
「電気工事士法施行規則第 9 条の 15 第 2 項」
 - (イ) ネオン工事資格者認定講習
「平成 13 年経済産業省告示第 354 号」
 - (ウ) 非常用予備発電装置工事資格者認定講習
「平成 13 年経済産業省告示第 355 号」
 - (エ) 認定電気工事従事者認定講習
「平成 13 年経済産業省告示第 356 号」

なお、実証対象となる法定講習に係る科目、内容、講師、時間の要件については、上記記載の省令・告示を確認すること。

3. 法定講習の現状を踏まえた実証のポイント
 - (1) 法定講習のオンライン化実証
 - (ア) 第一種電気工事士定期講習
第一種電気工事士定期講習は既にオンライン講習を採用しているところ。一方で、居眠りやなりすまし等の不正行為については、オンライン環境下において人の目による監視を行っていることから、デジタル技術を用いた、講習における不正行為の抑制・防止方法の構築が望まれる。

 - (イ) ネオン工事資格者認定講習
 - (ウ) 非常用予備発電装置工事資格者認定講習
 - (エ) 認定電気工事従事者認定講習
ネオン工事資格者認定講習、非常用予備発電装置工事資格者認定講習、認定電気工事従事者認定講習はオンライン講習を採用しておらず、対面にて講習を行っているところ。デジタル技術を用いた、オンライン法定講習のモデル構築の構築

が望まれる。

また、居眠りやなりすまし等の不正行為については、対面環境下において人の目による監視を行っていることから、デジタル技術を用いた、講習における不正行為の抑制・防止方法の構築が望まれる。

(2) 講習修了証のペーパーレス化実証

(ア) 第一種電気工事士定期講習

第一種電気工事士は、作業従事の際に電気工事士免状を携帯している必要があるところ、偽造防止策が講じられた講習の修了シールを免状裏側に貼付している。この修了シールは、第一種電気工事士定期講習の修了後、講習実施機関により貼付又は講習実施機関が郵送した修了シールを受講者により貼付していることから、電気工事士定期講習受講状況の真正性を簡便に確認することができるデジタル技術を用いた、この受講修了証明プロセスのデジタル化が望まれる。また、講習実施機関は全4機関存在し、現状においてはそれぞれが独自の修了シールを用いているところ、各機関において同様に導入可能な技術であることが重要である。

(イ) ネオン工事資格者認定講習

(ウ) 非常用予備発電装置工事資格者認定講習

(エ) 認定電気工事従事者認定講習

ネオン工事資格者認定講習、非常用予備発電装置工事資格者認定講習及び認定電気工事従事者認定講習では、講習修了後、修了証明として認定証の交付に要する認定基準を記載した、紙媒体での修了証を発行している。この修了証発行プロセスのデジタル化が望まれる。

4. 実証事業のイメージ

(1) 法定講習のオンライン化実証



(2) 講習修了証のペーパーレス化実証

